

令和7年3月28日

# 全日静岡速報

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部  
 公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部  
 一般社団法人 全国不動産協会静岡県本部 (TRA)  
 TEL054-285-1208 FAX054-284-0913  
 e-mail : info@shizuoka.zennichi.or.jp



発行：広報委員会

## 【重要】 \*ご準備はお済みですか？

宅地建物取引業法施行規則の改正により、宅地建物取引業者票及び従業者名簿の記載内容が令和7年4月1日より一部変更されます。

会員の皆様、ご準備をお願いします。

詳細は3月13日発行の全日速報 (No.2435) でご確認ください。

## 宅建業に従事する者の変更届の提出は忘れずに！！

令和6年度中に生じた変更の届出は令和7年4月4日（金）までに必ず協会へ提出ください。

【提出方法】メール：info@shizuoka.zennichi.or.jp FAX：054-284-0913

また、免許申請書の記載事項（商号・所在地・法人の代表者及び役員の就退任・専任宅地建物取引士従事する者の変更など）に変更が生じた場合は、変更があってから30日以内に所轄土木事務所へ届出が必要です。

なお、土木事務所へ届出した書類の写しを必ず協会にもご提出ください。

\*代表者変更は新入会に準じ再審査が必要となります。また、代表者変更に伴う事務手数料がかかりますので事前に必ず協会までご連絡ください。

\*届出書類のダウンロード 全日静岡 HP から⇒ <https://shizuoka.zennichi.or.jp/download-shinseisyo/>

## 最新情報は全日静岡ホームページでチェックをお願いします！

→<https://shizuoka.zennichi.or.jp/>



### <行政からのお知らせ>

- ・浜松市 市街化調整区域における開発許可制度の運用基準等の改正について

### <通達・告知情報>

- ・不動産流通推進センター「裁判例から学ぶ事業用不動産取引の注意点を公表」
- ・国交省「レインズに関するアンケートについて」
- ・財務省「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について」
- ・警察庁「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」（要請その196）」
- ・警察庁・財務省「2025年2月付FATF声明を踏まえた犯収法の適正な履行等について」
- ・国税庁「災害関連の印紙税の非課税措置について」

